

諸 規 則

< 令和8（2026）年度版 >

全日本学生体操連盟規約

支 部 規 程

加 盟 規 程

役員経費規程

学生役員派遣規程

表 彰 規 程

慶弔見舞規程

個人情報保護方針

全日本学生体操連盟

全日本学生体操連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、全日本学生体操連盟と称し、国際関係においては、The Inter-collegiate Gymnastic Federation of Japan と称す。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8階 公益財団法人日本体操協会内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、加盟者相互の融和をはかり、合わせて体操の健全なる普及発展をはかるものとする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 全日本学生体操競技選手権大会の開催及び確立
- (2) 全日本学生新体操選手権大会の開催及び確立
- (3) 国際学生体操競技会への選手派遣及び選考会の開催
- (4) 各支部学生体操競技・新体操選手権大会並びに実演会の後援
- (5) 体操に関する講習会、実演会、合同練習会の主催または後援
- (6) 優秀選手・優秀団体の認定及び表彰
- (7) その他、本連盟の目的に必要な事業

第3章 組織と加盟

(組織)

第5条 本連盟は、本連盟に加盟する大学（短期大学・専修学校・高等専門学校を含む）をもって組織し、各地区に支部を置く。

- 2 本連盟は、公益財団法人日本体操協会に直接加盟する。

(連盟の構成)

第6条 本連盟は、以下の地区に支部を設ける。

- (1) 東日本地区：東北・北海道支部（宮城）、関東支部（東京）
- (2) 西日本地区：東海・北信越支部（愛知）、関西支部（大阪）、九州支部（福岡）
- 2 東日本地区を総称して東日本学生体操連盟、西日本地区と総称して西日本学生体操連盟とする。

(加盟)

第7条 第5条の加盟大学は、役員総会の決議を経て本連盟に加盟するものとする。

- 2 加盟大学に所属している者（選手、指導者）は、本連盟に加盟することを要する。
- 3 本連盟に加盟する大学は、予め公益財団法人日本体操協会の定める登録を完了していなければならない。
- 4 加盟大学は別に定める加盟規程を守らなければならない。

(脱 退)

第8条 本規約第2章第3条の目的に違反する者は、役員総会の決議により脱退させる。

第4章 役員

(役員の設定)

第9条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上、学生理事 10名以上
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、会長 1名、副会長 3名以内、理事長 1名、副理事長 1名、常務理事若干名を置くことができる。

(役員を選任)

第10条 理事、学生理事及び監事は、役員総会の決議によって選任する。

- 2 理事には、支部から各 1名以上の理事が選任されなければならない。
- 3 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 4 学生理事には、幹事会によって選任された以下の学生役員を選定する。
 - (1) 幹事長 (1名)
 - (2) 副幹事長 (2名)
 - (3) 会 計 (1名以上)
 - (4) 大会会計 (体操競技・新体操で各 1名以上)
 - (5) 競技部長 (体操競技・新体操で男女別各 1名)

(理事の職務)

第11条 理事は、理事会を構成し、本規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本連盟の業務を分担執行する。

(監事の職務)

第12条 監事は、本連盟の業務及び財産を監査する。

- 2 監事は、役員総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第13条 理事及び監事の任期は 1期 2年とし、役員の見任時における年齢は、70歳未満とする。ただし、改選時まで役員として在任していたものについては、1期 2年を限度として再任を妨げない。なお、理事の在任期間は最長で連続 5期(10年)までとし、再任期間は 1期(2年)を開けるものとする。再任回数是最大 3回までとする。また、継続的な任務遂行のため、会長職については就任時の年齢を問わず選任することができる。

- 2 学生理事の任期は 1期 1年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による任期は、前任者の在任期間とする。

(役員報酬)

第14条 役員はすべての本連盟業務に関して、報酬を受けることはできない。

- 2 諸事業に関わる役員諸経費(日当、宿泊、交通費等)については、役員経費規程として別に定める。

(役員解任)

第15条 役員において、本連盟の目的に違反するものは、理事会の決議によりその資格を失う。

(名誉顧問、顧問)

第16条 本連盟に、名誉顧問、顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉顧問は、本連盟の会長歴任者に対し、その名誉を表彰するため、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本連盟の役員（常務理事または理事以上）を長年勤めた者、または本連盟に対する功労顕著な者の中から、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じる。

第5章 幹事校と学生役員等

(幹事校)

第17条 幹事校は、各支部から推薦され、理事会において承認される。

- 2 幹事校の選定については、学生役員派遣規程として別に定める。

(幹事等の選任)

第18条 幹事校は、1名以上の幹事を推薦しなければならない。

- 2 幹事は、学生役員として、理事会において決議・選任される。
- 3 幹事長・副幹事長・会計・大会会計・競技部長を常任幹事とし、幹事の互選により選出し、理事会において決議・選任される。

(常任幹事と幹事の職務)

第19条 幹事長は、学生役員を掌理する。

- 2 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本連盟の会計業務を管理する。
- 4 大会会計は、会計を補佐し、会計に事故あるときはその職務を遂行する。
- 5 競技部長は、体操競技・新体操の競技会の運営を総括する。
- 6 幹事は、常任幹事を補佐し、その業務を処理する。

(代表委員)

第20条 本連盟に加盟する大学は、代表委員1名を選出しなければならない。

- 2 代表委員は、役員総会で意見を述べることができ、議決権を有する。

第6章 会議

1節 役員総会

(構成)

第21条 役員総会は、本連盟役員、幹事及び加盟校の代表委員をもって構成する。

(権限)

第22条 役員総会は、本連盟の最高議決機関である。

- 2 役員総会は、下記の事項を承認及び決議する。
 - (1) 予算並びに決算
 - (2) 加盟及び脱退
 - (3) 役員を選定
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他重要な事項

(開催)

第23条 役員総会は、会長が年1回以上招集する。

- 2 会長は、代表委員の過半数または及び幹事の4分の3以上から要求があったときは、役員総会を招集しなければならない。

(定足数)

第24条 役員総会は、議決権を有する者の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 役員総会における議決権を有する者は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事、常任幹事、幹事、加盟校の代表委員とする。

(議長)

第25条 役員総会の議長は、会長とする。

(決議)

第26条 役員総会の議決は、出席議決権の過半数をもって決する。但し、規約改正についてはこの限りではない。

- 2 欠席の場合は、委任行為を認め、出席件数に加える。白紙委任は、議長委任とする。委任行為をするものは、委任状を議長に提出しなければならない。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

2節 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事及び学生理事で構成する。

- 2 会長が必要と認めたときは、他の役員並びに学識経験者、業者等を出席させることができる。

(権限)

第28条 理事会は、本連盟の予算及び決算に関する事項、諸事業の推進、その他競技に関わる重要事項を審議する。

(開催)

第29条 理事会は、原則として年2回（全日本学生選手権開催時及び総会前）開催する。

- 2 理事は、それぞれが専門とする競技の全日本学生選手権時に開催される理事会及び総会前の理事会（計2回）に出席するものとする。
- 3 会長が必要と認めた時は、臨時理事会を招集することができる。

(定足数と決議)

第30条 理事会は、3分の2以上の構成員の出席をもって成立し、出席者の3分の2をもって議決する

- 2 理事会に出席できない理事は、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができる。

3節 常務理事会

(目的と構成)

第31条 本連盟に、理事会業務の円滑な運営をはかるため、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常務理事及び学生理事で構成する。

(権限)

第32条 常務理事会は、以下の事項を、理事会に代わって審議する。

- (1) 理事会に提案する議題に関する事項

- (2) 予算執行に関する事項
 - (3) 本連盟の事業計画に関する事項
 - (4) その他、理事会が委任した事項
- 2 常務理事会は、体操競技並びに新体操の普及発展、競技内容の充実、競技会運営などの実務的運用をはかるため、各種委員会と連携して、本連盟の会務を促進する。

(招集と開催)

- 第 33 条 常務理事会は、会長が召集し、会長が必要と認めたときは、他の役員、学識経験者、業者等を出席させることができる。
- 2 常務理事会は、理事会が定めた頻度で定例会議を開催するものとする。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。

4 節 その他の会議

(常任幹事会)

- 第 34 条 常任幹事会は、常任幹事で構成し、重要事項、その他、規約に定められた事項を審議する。
- 2 常任幹事会は幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。

(幹事会)

- 第 35 条 幹事会は、常任幹事と幹事で構成し、重要事項、その他、規約に定められた事項を審議する。
- 2 幹事会は幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。

(各種委員会)

- 第 36 条 本連盟の事業遂行にあたり、理事会の決議をもって各種委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、理事 1 名以上、学生理事 1 名以上、学識経験者によって構成される。
- 3 その他、委員会の組織、運営に関する事項は、理事会において別途定める。

第 7 章 財務

(会計種別)

- 第 37 条 本連盟の会計は、一般会計と大会会計に分ける。一般会計は本連盟の日常業務等に関わるものであり、大会会計は競技会等の事業に関わるものである。

(会計年度)

- 第 38 条 本連盟の会計年度は、前年度役員総会に始まり当該年度役員総会に終わる。

(収入種別)

- 第 39 条 本連盟の該当年度の経費は、加盟料（選手・指導者）、新加盟金、事業によって生じる収入、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(積立金と余剰金)

- 第 40 条 本連盟の財政的基盤を確立するため学連基金を設け、積立金とする。但し、一般会計に欠損が出たときは、このなかから補充することができる。
- 2 一般会計において会計年度の終わりに余剰金があるときは、これを翌年度に繰り越す。但し、その一部を学連基金へ繰り入れることができる。
- 3 大会会計の決算後に余剰金のあるときは、一般会計に繰り入れる。
- 4 大会会計に不足金が生じる場合には、一般会計から補填することがある。

(収支予算及び決算)

第 41 条 本連盟の予算及び決算は、毎年会計年度ごとに常任幹事会で作成し、役員総会の了承を得ることを要する。

第 8 章 附則

(規約の改正)

第 42 条 本連盟の規約改正は、役員総会において出席議決権（委任状も含む）の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立する。

- 2 公益財団法人日本体操協会において規約改正が生じた場合、本規約も改正することがある。

(規程の制定)

第 43 条 次の規程及びその他必要な事項の細則は、理事会の決議を経て、会長が定める。

1. 支部規程
2. 加盟規程
3. 役員経費規程
4. 学生役員（幹事）派遣規程
5. 表彰規程
6. その他

本規約は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、平成 27 年 3 月 3 日より施行する。

本規約は、令和 3 年 3 月 13 日より施行する。

本規約は、令和 7 年 3 月 4 日より施行する。

本規約は、令和 8 年 3 月 5 日より施行する。

支部規程

- 第1条 本規程は、本連盟規約第3章第6条に基づき設ける。
- 第2条 支部は、本連盟役員総会の承認を経て設立される。
- 第3条 支部は、本連盟規約の元に事業を行わなければならない。
- 第4条 支部は、該当地域内の本連盟加盟各大学をもって組織する。
- 第5条 支部は、原則として次の役員を置く。
- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 顧 問 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 若干名 |
| (5) 委員長 | 1 名 |
| (6) 副委員長 | 1 名 |
| (7) 会 計 | 1 名 |
| (8) 会計補佐 | 1 名 |
| (9) 幹 事 | 若干名 |
- 第6条 支部役員は、各支部における役員総会において決定する。
- 第7条 支部は、毎年1回以上支部内における役員総会を開催しなければならない。
- 第8条 支部は、毎年度本連盟役員総会までに、次の事項を本連盟に報告しなければならない。
- | |
|------------------------|
| (1) 当該年度事務所所在地 |
| (2) 当該年度に主催・主管した事業及び記録 |
| (3) 決算及び当該年度予算 |
| (4) 当該年度の役員 |
| (5) 支部内における加盟大学及び大学所在地 |
| (6) 支部規約 |
- 第9条 支部は、毎年1回以上、支部内における競技会を開催する。
- 第10条 支部の経費は、以下の収入をもってあてる。
- | |
|------------------------------------------|
| (1) 支部還元金（本連盟加盟料に収められる1名につき2,000円の支部還元金） |
| (2) 支部事業によって生ずる収入 |
| (3) 寄付金 |
| (4) その他の収入 |
- 第11条 支部の会計年度は、その支部の前年度役員総会に始まり、当該年度役員総会に終わる。
- 第12条 支部は、本連盟規約を基本として、必要に応じて別に支部規約を定めることができる。

本規程は、平成26年4月1日より施行する。
本規程は、平成31年3月4日より施行する。

加盟規程

(定義)

- 第1条 本規程は、本連盟規約第3章第7条に基づき、競技会への出場・参加に必要となる本連盟への加盟（以下：学連加盟）について定める。
- 2 本規程における「登録」、および、「学連加盟（加盟）」の定義は以下のとおりとする。
- ・「登録」：JGA-Webシステムの「会員登録」において、「チーム」および「構成員（メンバー）」を申請すること。
 - ・「学連加盟（加盟）」：JGA-Webシステムの「大会申込」⇒「学連登録」において、「スタッフ」および「選手」を申請すること。

(学連加盟の義務)

- 第2条 学連加盟をしない選手および指導者（スタッフ）は、当該年度会員と認めず、本連盟および各支部の運営する競技会・各種行事等に参加することができない。

(申請時期等)

- 第3条 学連加盟の申請期間は、原則として毎年4月1日から4月30日までとする。
ただし、4月30日以前に競技会が行われる場合は、当該競技会の参加申込期限までに加盟申請を完了しなければならない。
なお、上記の期限外に申請が受理され場合は当該年度会員として認めるが、申請受理までの期間については本規程第2条を適用する。
- 第4条 学連加盟の有効期間は、本連盟が申請を受理した日から当該年度の3月31日までとする。

(登録・学連加盟の方法)

- 第5条 登録および学連加盟は、毎年度、(公財)日本体操協会会員登録システム(JGA-Webシステム)において、以下の2段階で行うものとする。
- ①JGA-Webシステム「会員登録」にて、「チーム」および「構成員（メンバー）」の登録を行う。
 - ②上記登録完了後、JGA-Webシステム「大会申込」⇒「学連登録」にて、「スタッフ」および「選手」の学連加盟手続きを行う。

(学連加盟の種類と義務)

- 第6条 学連加盟の区分は、体操競技（男子または女子）、新体操（男子または新体操）の4区分とする。
- 第7条 本連盟および各支部が主催する競技会への出場を希望する者は、「選手」として加盟しなければならない。
- 第8条 競技会に出場しない学生コーチ、学生審判、主務等は、「スタッフ」として加盟する。
- 第9条 選手としての加盟申請は、各大学が定める修業年限の範囲内で、年度の連続性を問わず、最大4回まで認める。なお、大学院生の加盟は認めない。
- 第10条 幹事校から派遣される幹事は、競技会に出場する場合を除き、学連加盟を要しない。
- 第11条 本連盟に加盟する大学は、所属教員または職員の中から指導者（スタッフ）を1名以上選任し、加盟させなければならない。指導者（スタッフ）とは、部長、監督、コーチを指す。

(加盟料)

- 第12条 学連加盟に関する納入金は次のとおりとする。
- (1) 選手の加盟料 1名につき 6,000円
(内訳：全日本学連 4,000円、支部還元金 2,000円)

- (2) 指導者（スタッフ）の加盟料 1名につき 4,000 円
(内訳：全日本学連 2,000 円、支部還元金 2,000 円)

(新加盟の手続き)

第 13 条 本連盟に新たに加盟する場合、所定の様式による加盟願を提出しなければならない。

第 14 条 本連盟から加盟を認められた大学は、直ちに定められた新加盟金（10,000 円）を支払い、本規程第 5 条に定める学連加盟の手続きをしなければならない。

(脱 退)

第 15 条 加盟大学は、本連盟規約第 3 章第 8 条により脱退させられることがある。

第 16 条 本連盟を脱退する際には、本連盟役員総会の少なくとも 1 ヶ月前までに所定の様式による脱退願を提出しなければならない。脱退は、本連盟役員総会の決議によって承認される。脱退承諾書は所定の様式による。

本規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、平成 27 年 3 月 3 日より施行する。

本規程は、平成 31 年 3 月 4 日より施行する。

本規程は、令和 3 年 3 月 13 日より施行する。

本規程は、令和 7 年 3 月 4 日より施行する。

本規程は、令和 8 年 3 月 5 日より施行する。

役員経費規程

(定 義)

第1条 役員経費とは、諸業務並びに諸事業に関わる役員の諸経費、交通費、宿泊費、日当等をいう。

(適応役員と適用範囲)

第2条 本連盟規約第4章の役員、第5章の学生役員、大会本部依頼の審判員・補助役員等に該当経費を支給する。

- 2 第4章の役員であっても、大会において選手引率等で所属大学から諸経費が支給される場合、第4条2及び第5条から第6条に定める交通費、宿泊費、日当については支給しない。
- 3 第4章第16条に定める役員には、大会会計における役員経費は支給しない。

(会 計)

第2条 役員経費の支出は、一般会計及び大会会計によるものとする。

(交通費)

第4条 諸業務並びに諸事業に関わる交通費の支給については、以下の通りとする。

1. 一般会計（事務・業務・会議関係）
諸業務の運営に直接関わる役員並びに学生役員の交通費は、一般会計より実費を支給する。
2. 大会会計（大会・その他の事業関係）
大会や諸事業の交通費は大会会計より実費を支給する。
但し、車賃による燃料費については、10kmにつき200円を支給する。

(宿泊費)

第5条 大会・視察・その他諸事業において宿泊を要する場合は、原則として本連盟が宿泊場所を確保し、その他の場合は実費を支給する。但し、電話代、FAX代等は除くものとする。

(日 当)

第6条 大会会計による大会・その他の事業における日当は、下記の通りである。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 会長、副会長、支部会長、審判長 | 3,000円 |
| (2) 大会本部依頼審判員 | 3,000円 |
| (3) 学生役員 | 2,000円 |
| (4) 大会本部依頼補助役員 | 2,000円 |

本規程は、平成26年4月1日より施行する。
本規程は、令和4年3月13日より施行する。
本規程は、令和6年3月10日より施行する。
本規程は、令和7年3月4日より施行する。

1. 学生役員(幹事)派遣規程

(目 的)

第1条 本規程は、本連盟規約第5章第18条に基づき、学生役員（幹事）の派遣に関する事項を定める。

(幹 事)

第2条 本連盟の諸業務や諸事業を円滑に遂行するため、学生役員として幹事を置く。

(幹事校の選定)

第3条 幹事を派遣する大学を幹事校と呼ぶ。幹事校の選定は、各支部の規約に定め、次年度の幹事校を役員総会にて決定する。

(幹事の派遣)

第4条 幹事校は、原則として1年の期間を通じて、体操競技、新体操別にそれぞれ1名以上の幹事を所属支部に派遣しなければならない。

派遣された学生がなんらかの理由により年度途中で不在となった場合は、その幹事校の責任において補充するものとする。

(幹事の種別)

第5条 派遣された幹事で、支部または本連盟の運営を日常的に支えることができる学生を学生役員とし、日常的には支えることが不可能な学生を準学生役員とする。学生役員および準学生役員の選定は、各支部および常任幹事会で行う。学生役員は、常に本連盟の運営を支える人であり、各支部または本連盟において業務する。準学生役員は、学生役員の日常業務の支援、および、各支部または本連盟が主催する諸事業を推進協力する。

(経 費)

第6条 学生役員および準学生役員の日常業務における交通費等については、各所属支部から実費を支給する。

本規程は、平成26年4月1日より施行する。
本規程は、平成27年3月3日より施行する。
本規程は、平成31年3月4日より施行する。

表彰規程

第1条 本会の表彰は次の4賞とする。

1. 栄光賞
2. 功労賞
3. 優秀賞
4. 感謝状
5. 全日本学生体操連盟賞

第2条 栄光賞は、本連盟の加盟者でオリンピック大会、世界選手権大会に出場した選手、および、ワールドユニバーシティゲームズ、アジア大会において入賞した団体並びに個人選手に贈る。

第3条 功労賞は、本連盟諸事業の企画・運営等に極めて顕著な功績があった者に贈る。

第4条 優秀賞は、全日本学生選手権大会において優勝した団体並びに個人選手に贈る。

第5条 感謝状は、本連盟諸事業の開催について、きわめて顕著な後援・支援をいただいた個人又は団体に贈る。

第6条 全日本学生体操連盟賞は、本連盟の学生役員として学生体操の発展に貢献した者に贈る。

第7条 5賞受賞者は、幹事会の推薦により常任幹事会の承認を経て決まる。

第8条 5賞の表彰は、全日本学生体操連盟役員総会または、全日本学生選手権大会時に行う。

本規程は、平成26年4月1日より施行する。

本規程は、平成27年3月3日より施行する。

本規程は、令和7年3月4日より施行する。

慶弔見舞規程

第1条 本会の慶弔見舞はこの規程の定めるところにより行ふ。

第2条 対象者は次のとおりとする。

- (1) 本連盟規約・第9条の役員本人
- (2) 本連盟・協賛社代表
- (3) その他、会長が特に必要と認めた者

第3条 慶弔見舞の内容は、次のとおりとする。

- (1) 祝 第2条・対象者の国家的規模の表彰・褒章受章者
- (2) 見舞 第2条・対象者の病気入院、療養(1ヶ月以上の入院・療養)
- (3) 不祝儀 第2条・対象者および常務理事会で承認された弔事

第4条 慶弔見舞金額は、下記を原則とする。

項目	内容	金額	備考
祝	第3条(1)	20,000円	祝金または供花
見舞い	第3条(2)	10,000円	見舞金
不祝儀	第3条(3)	3,000～20,000円	弔電・弔慰金・供花

第5条 前条の他についての事案は、その都度会長が定め、常務理事会の承認を得るものとする。

本規程は、平成21年4月1日より施行する。
本規程は、令和4年3月13日より施行する。

個人情報保護方針

【基本方針】

全日本学生体操連盟は、(財)日本体操協会・加盟団体として、(財)日本体操協会個人情報保護規定を遵守し、本連盟諸事業の推進にあたって、個人情報保護の立場から「個人情報保護方針」を策定し、皆様の個人情報の保護に取り組めます。

【個人情報保護への取組み】

- 1、法令の遵守
個人情報の取り扱い、管理、利用において、個人情報保護に関する諸法令、その他の規範を遵守します。
- 2、個人情報の収集
個人情報の収集に際しては、利用目的を明らかにし、所定の規定を守り適正に取り扱います。
- 3、個人情報の利用および提供の制限
取得した個人情報は、利用目的の範囲内において取り扱います。また、法令等による例外事項や本人の同意を得た場合を除き、収集した情報を第三者に提供いたしません。
- 4、個人情報の管理
個人情報管理責任者は本連盟理事長とし、個人情報保護の実施および運用に関する責任および権限を与え、個人情報の厳重な管理を行います。また、個人情報保護監査責任者は、本連盟副会長とし、適時監査を実施します。
- 5、個人情報の開示・訂正・消去等
保有個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等の申し出が本人より有った場合、必要な手続きにより速やかに対応いたします。
- 6、個人情報の廃棄
利用目的に照らし、今後もその目的に使われることがないと判断される個人情報は、再生不可能な形で廃棄いたします。
- 7、本連盟以外での情報の保護
この個人情報保護方針の適用範囲は、本連盟が提供する事業やサービスに限られ、リンク等でつながった他の組織・会社等のホームページ・サービスは適用範囲外となり、本連盟は責任を負いかねます。
- 8、個人情報保護法規定の策定・実施・改善等
本連盟は、この個人情報保護方針を安全に実施するため、不正アクセス・紛失・改ざん・漏洩などの問題が起きないように適切に対応し、常に保護規定の策定・実施・改善等に努めます。

【個人情報の取り扱い問い合わせ】

個人情報の取り扱いに関するご意見・問い合わせ等につきましては、下記までご連絡下さい。適切かつ迅速に対応いたします。

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8階 (公財) 日本体操協会気付 全日本学生体操連盟

FAX : 03-6455-4038 Email : gymgakurenn@yahoo.co.jp

諸規則

平成7年4月1日／一部改訂

平成8年4月1日／一部改訂

平成10年4月1日／一部改訂

平成13年4月1日／一部改訂

平成15年4月1日／一部改訂

平成18年4月1日／一部改訂

平成21年4月1日／一部改訂

平成23年4月1日／一部改訂

平成24年4月1日／一部改訂

平成26年4月1日／一部改訂

平成27年3月3日／一部改訂

平成31年3月4日／一部改訂

令和3年3月13日／規約全面改訂・規程一部改訂

令和4年3月13日／規程一部改訂

令和6年3月10日／規程一部改訂

令和7年3月4日／規約・規程一部改訂

令和8年3月5日／規約・規程一部改訂

全日本学生体操連盟